

平成23年毎月勤労統計調査特別調査結果（埼玉県分）

I 結果の概要

1 賃金

(1) きまって支給する現金給与額

平成23年7月分の小規模事業所（常用労働者1～4人の事業所、以下同じ）の、1人平均月間きまって支給する現金給与額は、186,446円で、対前年比0.9%減となった。

男女別では、男が前年より5.1%増の268,248円、女は4.7%減の132,372円であった。

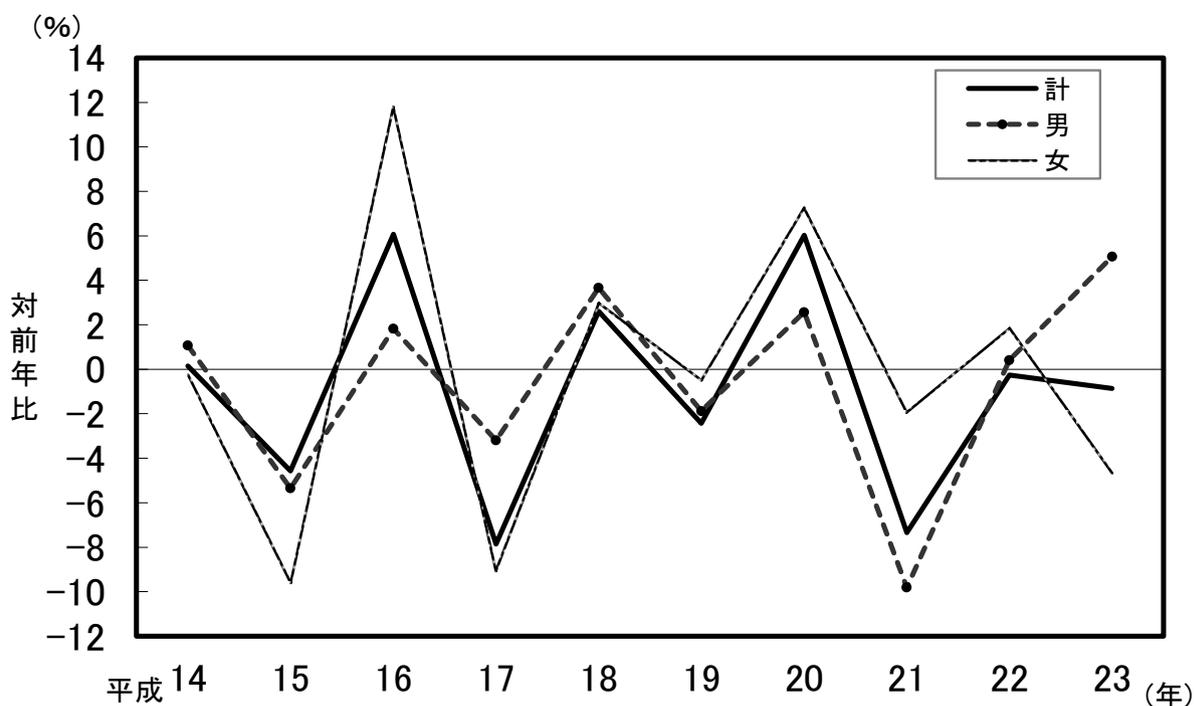
（第1図、第1表）

主な産業についてみると、建設業は269,497円、製造業は206,022円、卸売業、小売業は176,845円、不動産業、物品賃貸業は257,488円、学术研究、専門・技術サービス業は208,882円、宿泊業、飲食サービス業は95,400円、生活関連サービス業、娯楽業は153,282円、教育、学習支援業は82,029円、医療、福祉は191,499円、サービス業は214,349円となった。

また、きまって支給する現金給与額の事業所規模間の格差についてみると、小規模事業所の給与水準は、事業所規模5人以上を100とした場合は76.9、規模5～29人を100とした場合は87.3、規模30人以上を100とした場合は70.4であった。

（第1表）

第1図 きまって支給する現金給与額対前年比の推移



第1表 小規模事業所の給与水準比較

	きまって支給する現金給与額 (円)				小規模事業所の水準		
	1～4人	5人以上	5～29人	30人以上	5人以上=100	5～29人=100	30人以上=100
計	186,446	242,429	213,462	264,685	76.9	87.3	70.4
男	268,248	311,799	280,272	333,648	86.0	95.7	80.4
女	132,372	163,469	146,243	178,328	81.0	90.5	74.2

注) 規模5人以上、5～29人、30人以上の数値は、「毎月勤労統計調査地方調査」(平成23年7月分)による。

(2) 特別に支払われた現金給与額

平成22年8月1日から平成23年7月31日までの過去1年間に特別に支払われた現金給与額（勤続1年以上の常用労働者について集計）は、137,851円で、対前年比12.9%減、きまって支給する現金給与額に対する割合は、0.74か月（対前年差0.10か月減）であった。

男女別では、男が前年より12.9%減の183,972円、女は10.1%減の106,598円であった。

2 出勤日数

平成23年7月の1人平均月間出勤日数は、20.2日（対前年差0.3日増）であった。

(第2図)

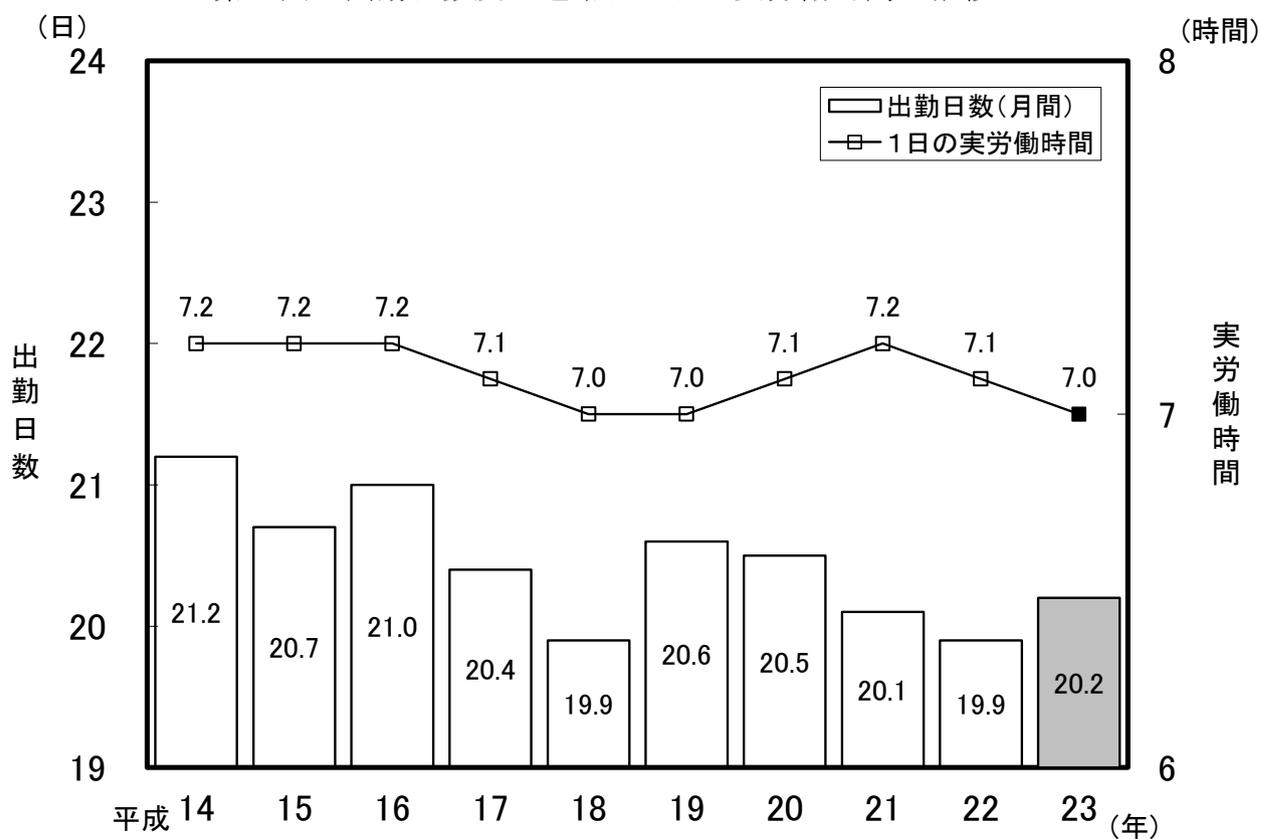
男女別では、男が22.0日（同0.1日増）、女は19.0日（同0.6日増）であった。

3 労働時間

平成23年7月の1人平均通常日1日の実労働時間は、7.0時間（対前年差0.1時間減）であった。（第2図）

男女別では、男が7.9時間（同0.1時間減）、女は6.3時間（同0.2時間減）であった。

第2図 出勤日数及び通常日1日の実労働時間の推移



4 利用上の注意

この調査結果は、厚生労働省が集計及び公表しているものから、本県分を中心にまとめたものである。

また、産業分類については、平成21年調査から、平成19年11月改定時の日本標準産業分類に基づき表章している。

なお、この調査結果で「サービス業」とあるのは、「サービス業（他に分類されないもの）」のことである。